

2014年 7月31日

愛知県教育委員会
委員長 豊島 半七様
教育長 野村 道朗様

愛知県教職員労働組合協議会
議長 畦 地 治

日頃より愛知の教育行政へのご尽力に敬意を表します。

下記の通り2014年度第1回要求書を提出します。誠意ある回答を文書でお願いします。毎年、判で押したように「市町村教委の権限である」という回答が多い。愛知県の教育に責任を持つ県教委として誠意ある対応も求めます。また交渉の席には、決済権限のある方の出席を求めます。

記

少人数学級実現に関する要求

- 1、30人学級の早期実現・教職員定数増を県独自の施策として行うこと。

昨年度発表された名古屋市中学生転落自死の検証委員会報告でも、いじめの問題の解決のためにも少人数学級の必要性が言われている。そういった視点からも30人学級実現に向けての施策を早急に講じること。

業務の縮減・改善に関する要求

- 2、小学校における部活動を廃止すること。

部活動は教職員に精神的も時間的にも多大な負担を与えている。「教育的意義がある」と、機械的に回答するのではなく、まずは県下の実態を把握する必要がある。

- ① 愛知県下の小学校における部活動の実態を把握し、どの地域では小学校部活を実施しているか、どの地域では実施していないかを調査し、公表すること。

- 3、勝利至上主義、入賞至上主義の部活動をやめること。

- ① 中学校の部活動は学校教育に大きなひずみをもたらし、教職員を疲弊させている。改善のための施策をすぐに出すこと。
- ② 部活動のありかたについての県教委の指針を再度提示すること。また、時代の変化に合わせた新たな指針を作成すること。
- ③ 昨年起きた名古屋市の中学校における転落自死事件で、名古屋市の検討委員会は、「部活動におけるいじめが原因の一つ」と認定した。愛知県として部活動におけるいじめの実態調査を行うこと。

- 4、押し付けの研究・研修が教職員の時間外勤務の要因の一つになっている。県教委が行っている研究指定校制度を廃止すること。

- 5、文部科学省は国会答弁で「1時間の授業を行うには、1時間の教材研究の時間が必要」と回答している。教職員の持ち時間数はこの答弁からあまりにもかけ離れている。教職員一人ひとりがよりよい授業を行えるように、以下のことを要求する。

- ① 学級対応分の教員である教頭が、授業を持つように指導すること。
- ② 教務主任・「校務主任」は専科教員である。本来の仕事である授業に専念できるように指導すること。

勤務時間に関する要求

- 6、すべての学校の勤務開始を8時30分にすること。それより開始時間が早い学校を調査し、その理由を明確にすること。

- 7、育児短時間勤務者に学級担任を持たせないこと。
- 8、育児短時間勤務者の勤務時間について正しく認識していない管理職がいる。制度の意義を含めて指導を徹底すること。
- 9、再任用教職員の勤務時間について正しく認識していない管理職がいる。制度の意義を含めて指導を徹底すること。
- 10、育児短時間勤務者や再任用教職員等に対する不適切な勤務のさせかたが発覚した場合は、年度途中でも是正させること。
- 11、「みなし勤務」が廃止になったので、土日に学校行事を持たないように各市町村教委に指示を出すこと。
- 12、やむをえず、土日に学校行事等を行なった場合には、少しでも早く勤務解除することができるように関係諸機関に働きかけること。

パワハラ防止・セクハラ・マタハラ根絶、不適格管理職に関する要求

今年度に入っても愛知県の教職員によるパワハラ・セクハラ・マタハラ事件はあとをたたない。それどころかパワハラ・セクハラ・マタハラ問題は極めて深刻な問題になっている。パワハラ・セクハラ・マタハラ防止のために以下のことを検討し、ただちに実行にうつすこと

- 13、パワハラ防止のために県教委作成の「パワハラ防止指針」を毎年全教職員に配布すること。
- 14、また、平成24年1月の厚生省の円卓会議の報告にそって、新たな「パワハラ防止指針」を作成すること。
- 15、「セクハラ・パワハラ根絶指針」を作成すること。
- 16、県教委、各市町村教委、管理職のこの問題に対する認識は甘い。パワハラ・セクハラ・マタハラ防止研修会を、全管理職対象規模で実施すること。
- 17、パワハラ・セクハラ・マタハラ管理職として公益通報や組合から報告された場合は早急に調査・指導し、厳正な処分をすること。

教職員の健康安全に関する要求

以下の要求に対しては、毎年「人事担当者会議等で通知している」等の回答があるが、それでは不十分である。各学校および全教職員にその内容が徹底される必要がある。また、各市町村教委にまかせておくと、取り組みの進んでいる地域とそうでない地域の温度差は縮まらない。県教委として指導性を発揮していただきたい。

- 18、県教委の「2010年3月3月5日通知」の徹底が不十分である。通知文が全ての教職員に行き渡るように、県としての指導性を発揮すること。また、ホームページにも掲載すること。
- 19、文科省「2006年4月3日」通知。「厚生省339号通知」を毎年全ての教職員に配布すること。また、その趣旨が徹底されるように県としての指導性を発揮すること。また、ホームページにも掲載すること。
- 20、県下全ての学校で労働安全衛生委員会を設置させ、そこで具体的な施策が出せるようにすること。
- 21、県教委主催で衛生管理者・推進者の研修会を実施すること。
- 22、労働安全衛生法に基づき、月あたり45時間・80時間・100時間超過勤務をさせられている教職員への産業医との面接等の具体的施策を講じること。
- 23、県として各市町村教委に対して、総括安全衛生委員会が設置されるように文書で具体的に周知・指導すること。
- 24、衛生管理者・推進者は資格を持った職員に任せるよう指導すること。また、複数で行ってもよいことを連絡すること。運用をまちがった市町村教委や学校には是正の指示を
- 25、県も推進している「ノー残業デー」を毎月実施するように、各市町村教委および各校長に指導す

ること。

- 26、過労死防止法が制定された今、教職員の過労死や働かされすぎから倒れる教職員が一人も生まれないように、法の内容や精神を冊子にして普及すること。
- 27、2002年に豊橋市立石巻中学校で倒れ公務災害認定を求めている鳥居建仁さんの裁判は現在最高裁で争われている。これ以上鳥居さんを苦しめることがないように、公務災害基金に対して上告をやめるように意見すること。

教職員の時間外勤務をなくすことに関する要求

- 28、毎年、県教委と愛教労で確認している「勤務時間の割り振り変更7項目」を文書で示し各学校におろすこと。
- 29、教職員の労働時間の記録状況調査および割り振り簿の設置状況調査を行い、日常の割り振り簿がどの市町村でも設置されるよう指示を出すこと。
- 30、県教委は昨年度、教職員の時間外労働を現認するものとして「『個人別の割り振り簿』は客観的なもののひとつになる」と回答した。「個人別の割り振り簿」の設置を推奨すること。
- 31、昨年度、虚偽の報告を行った岡崎市教委に対して担当者の処分を含む、厳正な対処をし、再発防止に努めること。
- 32、部活動においても勤務時間を越えて指導した場合、超過労働時間として割り振りができることを明確にすること。「部活動は教育活動の重要なもの」と考えるならば、超過労働時間としてカウントすることは当然と考えるがいかかがか。
- 33、宿泊を伴う行事において、実労働時間を把握し超過勤務時間を正確に割り振ること。毎年「勤務時間の割り振りは、各学校において適切に実施されていると考えている」との回答であるが、それならば、適正であるという具体的な根拠をしめすこと。
- 34、宿泊を伴う行事において、22時を越えて勤務をさせる場合は夜間勤務手当を支給すること。

「教職員評価」制度に関する要求

- 35、「教職員評価」制度は、学校・教職員に分断を持ち込むものであり。ただちに制度を廃止すること。
- 36、昨年度より再任用教職員にも「教職員評価」シート提出を強要した。これも直ちにやめること。
- 37、「教職員評価」シート未提出の教職員に対していかなる差別も行わないこと。未提出者の調査も行わないこと。
- 38、当面、第3者機関による苦情申し立て制度を確立すること。

国及び県の制度改善に関する要求

- 39、「教員免許更新制度」を直ちに廃止するように文科省へ働きかけること。
- 40、当面、教員免許更新者が更新講座をすみやかに受講できるよう、費用の県負担を含めて検討すること。市町村によっては自治体独自の措置で講座が受講できるようになっている。教職員の中でも不公平感等が広がっている。全自治体で教員免許更新の講座が受けられるように関係諸機関に働きかけること。
- 41、今年度悉皆で強行された「全国学力・学習状況調査」について
 - ① 市町村別・学校別等あらゆる情報を公開しないこと。愛知県はこの点では教育の条理に基づき賢明な判断を下した。今後もその姿勢を堅持すること。
 - ② 国に対して、悉皆での「全国学力・学習状況調査」を行わないように申し入れること。

その他の要求

- 42、定数内臨時講師をなくし、正規教員を配置すること。
- 43、再任用を希望した教職員全員が希望した仕事につけるようにすること。
- 44、「再任用希望教職員が多い」等の理由で臨時教員の職を安易にきらないこと。
- 45、岡山県で実施されたように、短時間再任用にかかわる定数を定数外で措置すること。
- 46、プール清掃・窓ふき等は児童生徒の安全のため業者が実施するように指導すること。現に事故が起きている。今後も起きる可能性がある。児童・生徒の安全が第一である。市町村教委に業者がプール清掃等を行うように働きかけること。

賃金・諸手当等の改善について

- 47、県は一昨年度末の「退職金問題」で、定年退職する教職員を混乱させ150万円もの退職金削減を強行した。今後このようなことがないようにすること。
- 48、国による教職員給与の削減圧力に屈せず、愛知県独自の「給与削減」は行わないこと。また、これまでの「抑制」分をただちに復元すること。
- 49、特別支援担当教職員の調整額を削り、部活動指導手当の増額に充てることを行わないこと。
- 50、教職員給料表および諸手当等、現行水準の改善を図り、義務教育等教員特別手を削減しないように国に働きかけること。
- 51、大幅な賃金アップの措置を講ずること。